

## 福島県建築関係工事特記仕様書 【R5年4月版】

### I 工事概要

- 1 工事名称
- 2 工事場所
- 3 建物概要

	建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法施行令別表第1区分	備考
1						
2						
3						
4						

※詳細は工事概要書による。

### 4 電気設備工事概要

( 本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる )

受電設備	配電盤 ・ 屋内用 ・ 屋外用 ・ キュービクル式配電盤 ・ 高圧スイッチギヤ 設備容量 ・ 変圧器総容量 ( ) kVA
電力貯蔵設備	・ 直流電源装置 ( ・ 非常用照明電源、受変電設備制御電源共用 ・ 受変電設備制御電源専用 ・ 非常用照明電源専用 ) ・ 交流無停電電源装置 (UPS) 用途 ( ) 容量 ( ) kW
発電設備	原 動 機 ( ) 相 ( ) 線式 電圧 ( ) V 50HZ 発 電 機 ( ) 相 ( ) 線式 電圧 ( ) V 50HZ 定格出力 ( ) kVA ・ 太陽光発電装置 太陽電池アレイ公称出力 ( ) kVA ・ ( ) 発電装置 ( ) kVA
中央監視制御設備	管理点数 ( ) 点 管理対象 ・ 電力設備 ・ 発電設備 ・ 防災設備 ・ 給排水衛生設備 ・ 空調調和設備 ・ 昇降機設備 ( ) ・ ( ) ・ ( ) ・ ( )

### 5 機械設備工事概要

( 本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる )

空調調和方式	・ ダクト方式 ( ・ 中央 ・ 各種ユニット ) ・ FCU方式 ・ ・ FCUヒートポンプ方式 ・ パッケージ方式
主要熱源機器	・ 採取冷温水機 ・ 採取冷温水機ユニット ・ マルチパッケージ型空調調和機 ・ 空気熱源ヒートポンプユニット ・ パッケージ型空調調和機 ・ ガスエンジンヒートポンプ式空調調和機 ・ ・ ・
換気設備	機械換気 ( ・ 有 ・ 無 )
排煙設備	機械排煙 ( ・ 有 ・ 無 )
自動制御設備	・ 電気式 ・ 電子式 ・ デジタル式
給水設備	・ 水道直結方式 ・ 高置タンク方式 ( ・ 上水 ・ 井水 ・ 中水 ) ・ ボンプ直送方式 ( ・ 上水 ・ 井水 ・ 中水 ) ・ 増圧ボンプ方式
排水設備	建物内の汚水と雑排水 ( ・ 分流 ・ 合流 ) ポンプ排水 ( ・ 有 ( ・ 汚水 ・ 雨水 ・ 雑排水 ・ 汚水 ) ・ 無 ) 汚水放流先 ( ・ 公共下水道 ・ し尿浄化槽 ) 雑排水放流先 ( ・ 公共下水道 ・ し尿浄化槽 ・ 個溜 )
消火設備	・ 屋内消火栓 ( ・ 1号 ・ 2号 ) ・ 屋外消火栓 ・ ・ 連結送水 ・ 連結散水 ・ 消火水 ・ スプリンクラー ・ ハロゲン化物消火 ・ ・ 二酸化炭素消火 ・ 新ガス系消火 ・ フード等用簡易自動消火 ・ 消火器 ・ ・ 都市ガス ( ①供給業者名 ②種別 ③発熱量 MJ/m <sup>3</sup> ) ・ 液化石油ガス

### II 工事仕様

#### 1 図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。

- ※「福島県建築関係工事共通仕様書」(福島県土木部)
- ※「公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和4年版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

- ※「建築工事標準詳細図」(令和4年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ※「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編) (令和4年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)
- ※「公共建築設備工事標準図」(機械設備工事編) (令和4年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)

- ・「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編) (令和4年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・「公共建築改修工事標準仕様書」(電気設備工事編) (令和4年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・「公共建築改修工事標準仕様書」(機械設備工事編) (令和4年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

- ・「公共建築木造工事標準仕様書」(令和4年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
- ・「建築物解体工事共通仕様書」(令和4年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

・ ( )

なお、公共住宅建設にあつては、次を併せて適用する。  
※「公共住宅建設工事共通仕様書 (令和元年度版)」(公共住宅事業者等連絡協議会編集)

#### 2 項目は、番号の前に○印、または番号に○印の付いたものを適用する。適用しない項目等は斜線、・印、または無印とする。

3 特記事項は、○印の付いたものを適用する。  
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。  
○印と※印の付いた場合は、両方を適用する。  
※印を適用しない場合は、・に変更すること。

4 形状寸法の単位は、特記した場合を除きミリメートルとする。

5 各章の特記事項欄にある(県: )と表示されているものは、「建築関係工事共通仕様書」を示し、( )書きは「公共建築工事標準仕様書」、[ ]書きは「公共建築改修工事標準仕様書」の章・節・項番号である。

6 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

## 項 目 特 記 事 項

### 1 一般共通事項

#### ○ 2 施工条件

#### ○ 3 工事実績データの作成、登録

#### ○ 4 技能士

#### ○ 5 イメージアップ

#### ○ 6 発生材の処理

・ 共通仕様書(土木工事編) (福島県土木部)  
※ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、建築改修工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)  
※ ふくしま公共建設等ニューラルデザイン指針  
・ 建築工事標準仕様書・同解説(日本建築学会) (適用工種 ・ 全工程 ・ 一部工種 ( JASS ))  
※ 建築関係工事における週休2日促進工事実行要領 ※ 建築・設備工事における入札時積算数量活用方式実行要領  
※ 工事書類チェックリスト(福島県土木部) ※ 建築関係工事における情報共有システムの運用  
※ 建設キャリアアップシステム活用工事実施要領

・ 下記以外は図示等による。  
(1) 工事車両の駐車場 ( ※ 構内 ・ ( ) )  
(2) 資材置き場 ( ※ 構内 ・ ( ) )  
(3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 ( ※ 構内 ・ ( ) )

工事請負代金が500万円以上の場合は適用する。

※ 適用する ・ 適用しない

適用工事種別	作業の種別	等級区分
鉄筋工事(鉄筋施工、鉄筋組立て作業)	・ 全て ・ ( )	・ 1級 ・ 1又は2級
コンクリート工事(型枠施工)	・ 全て ・ ( )	・ 1級 ・ 1又は2級
鉄骨工事(とび)	・ 全て ・ ( )	・ 1級 ・ 1又は2級
ブロック、ALCパネル工事、PCカーテンウォール工事(ブロック建築、ALCパネル施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工)	・ 全て ・ ( )	・ 1級 ・ 1又は2級
防水工事(スリット防水工事、合流シム工、防水工事作業、換気防水工事作業、シーリング防水工事作業)	・ 全て ・ ( )	・ 1級 ・ 1又は2級
石工事(石材施工(石張り施工))	・ 全て ・ ( )	・ 1級 ・ 1又は2級
タイル工事(タイル張り)	・ 全て ・ ( )	・ 1級 ・ 1又は2級
木工事(建築大工)	・ 全て ・ ( )	・ 1級 ・ 1又は2級
木造工事(建築大工)	・ 全て ・ ( )	・ 1級 ・ 1又は2級
屋根及びびとい工事(建築板金(内外装板金作業))	・ 全て ・ ( )	・ 1級 ・ 1又は2級
金具工事(内装仕上げ施工(鋼製地下工事作業))	・ 全て ・ ( )	・ 1級 ・ 1又は2級
左官工事(左官)	・ 全て ・ ( )	・ 1級 ・ 1又は2級
建具工事(サッシ施工、ガラス施工、自動ドア)	・ 全て ・ ( )	・ 1級 ・ 1又は2級
塗装工事(塗膜(建築塗装作業))	・ 全て ・ ( )	・ 1級 ・ 1又は2級
内装工事(プラスチック床仕上げ工事作業、ボード仕上げ工事作業、表装(壁装作業)、畳工)	・ 全て ・ ( )	・ 1級 ・ 1又は2級
植栽工事(造園)	・ 全て ・ ( )	・ 1級 ・ 1又は2級
配管工事(配管)	・ 全て ・ ( )	・ 1級 ・ 1又は2級
保温工事(熱絶縁施工)	・ 全て ・ ( )	・ 1級 ・ 1又は2級
冷凍空調調和機器施工(冷凍、冷却及び空調調和機器の据付及び整備)	・ 全て ・ ( )	・ 1級 ・ 1又は2級
ダクト製作及び取付(建築板金施工)	・ 全て ・ ( )	・ 1級 ・ 1又は2級

※作業数量が少量の場合には、適用の有無について監督員と協議することができる。

・ 適用する ※ 適用しない ・ 仮囲いの美化 ・ フラワーボックスの設置 ・ 夜間照明設備

・ 有価物 ( )

・ 引き渡しを要するもの ( )

・ 現地において再利用化を図るもの ( )

建設副産物	処理方法等	備考

#### ・ 建設副産物の処理方法

建設副産物	処理方法	積算上の施設名称(※1)
・ 再資源化 ・ 中間 ・ 最終(一般) ・ 最終(特別管理産業廃棄物)		
・ 再資源化 ・ 中間 ・ 最終(一般) ・ 最終(特別管理産業廃棄物)		
・ 再資源化 ・ 中間 ・ 最終(一般) ・ 最終(特別管理産業廃棄物)		
・ 再資源化 ・ 中間 ・ 最終(一般) ・ 最終(特別管理産業廃棄物)		
・ 再資源化 ・ 中間 ・ 最終(一般) ・ 最終(特別管理産業廃棄物)		
・ 再資源化 ・ 中間 ・ 最終(一般) ・ 最終(特別管理産業廃棄物)		

#### ・ 蛍光灯、水銀ランプの処理方法

建設副産物	処理方法	積算上の施設名称(※1)
蛍光灯	・ 中間 ・	
水銀ランプ	・ 中間	

注:積算上の施設(※1)は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。処理施設については、監督員の承諾を得ること。また、処理施設が積算上の施設と異なる場合でも設計変更の対象とはしない。

#### ○ 7 監督員事務所

・ 設ける ( 規模: m2程度 ) ※ 設けない 備品については、監督員の指示による

#### ○ 8 工事表示板

※ 適用する ・ 適用しない (県:第1編 図3.1.1)

#### ○ 9 施工歴標

※ 適用する ( ・ 設置は建築工事とする ) ・ 適用しない (県:第1編 図3.1.3)

#### ○ 10 色彩計画

※ 色彩計画あり ( ・ 図示 ・ 監督員との協議による ) ・ 色彩計画無し

#### ○ 11 使用材料等

使用材料の製造所、製品及び施工業者等は特記されたもの又は同等以上とする。ただし、同等以上とする場合は、監督員の承諾を受ける。また、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」により評価された海外製造の建築材料・設備機材等についても同様扱いとする。

#### ○ 12 特別な材料の工法

共通仕様書等に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の指定工法による。

#### ○ 13 風荷重等

※ 建築基準法に基づき定められた風速 (V0) ( m/sec )  
※ 建築基準法に基づき定められた積雪荷重 ( )  
※ 地表面粗度区分 ・ I ・ II ・ III ・ IV

#### ○ 14 記録報告

1) 報告時期  
工事履行報告書は、下記より提出する。  
※ 毎月1回 ・ 監督員の指示

内 容	工事履行報告書、工事別工程進捗表、主要材料搬入状況、当月の出来高状況、工事状況写真
添付書類	月間工程表、各工程の区分毎の社内検査報告書(写真含む)

#### ○ 15 電子納品

電子成果品は、福島県電子納品ガイドライン(営繕工事編)により納品を行う。  
対象書類 ( ※ 工事写真 ・ 施工計画書 ・ 完成図 ・ その他 ( ) )  
※ 検査用機器(パソコン、モニター等)は、受注者が準備する。  
原則モニターのサイズは、21~24インチ程度とし、解像度はアスペクト比16:9の場合1920×1080以上、アスペクト比16:10の場合1920×1200以上とする。  
※ 工事写真のサムネイル一覧を提出する。

#### ○ 16 完成時の提出書類

(1) 完成図書 ( ※ 提出する ・ 提出しない ) ・ 黒表紙(金文字) A4版(1部) ※ ハードファイルA4版(1部)  
(2) 建築物の保全に関する書類 ( ※ 提出する ・ 提出しない ) ハードファイルA4版(1部)  
(3) 完成図 ( ※ 提出する ・ 提出しない ) A2版、A3版2つ折り製本(各1部)  
(4) CADデータ、PDFデータ(1式) ( ※ 提出する ・ 提出しない ) (※CADデータ提出の場合には、オリジナルCADデータも提出のこと。)(※PDFデータとは、CADデータをPDF形式で保存したものを。)

#### ○ 17 完成図(施工図及び施工計画書を除く)

第1編[総則]1.8.4[完成図その他]によるほか、下記による

(1) 種類及び記入内容	種類	記入内容

#### ○ 18 設計CADデータ貸与

※ 有 ・ 無

#### ○ 19 工事検査

提出写真  
工事検査に際し、下記により写真を監督員に提出する。

着工前	工事中	竣工	部数
既済検査	○	○	1部
竣工検査(既済後)	○	○	1部(1部)

※ 上記以外の必要写真は、監督員の指示による。  
※ 撮影は福島県土木部制定「建築設備工事写真管理基準」による。

### 1 一般共通事項

#### ○ 20 建設工事使用機械等

※ 建設工事による排出ガス対策型建設機械を使用すること。  
※ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針に基づき、低騒音型建設機械を使用すること。  
※ 建設機械等のアイドリングストップを実施し、その点検を行うこと。

#### ○ 21 設計GL

※ 図示による。 BM ± ( )

#### ○ 22 既存部分等への処置

工事施工に際し、既存部分に汚染又は損傷した場合は監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修すること。

#### ○ 23 他工事との取合い

工事区分 別表-1 による。  
施工図 設備機器の設置、取合いなどが検討できる施工図を提出し、監督員の承諾を受けること。

#### ○ 24 建築材料設備機器等

ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆又は規制対象外  
本工事に使用する建築材料、設備機器等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。また、再生資源利用できるものを積極的に使用すること。

#### ○ 25 電気工事事

電気工事士の適用除外となっている最大電力500kw以上の需要設備の工事においても、第1種電気工事士により施工を行う。

#### ○ 26 火災保険等

(1) 火災保険 ※ 適用する ( ※ 保険期間:工期+14日 ・ 適用しない )  
※ 加入時期 ( ※ 躯体及び建方完了時 ・ 着手日(現場施工に着手する日) )  
(2) 法定外の労災保険の付保 ※ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

#### ○ 27 官公庁への諸手続き等

関係官庁、電力会社等への手続きは、すべて受注者がこれを代行し、これに要する費用は受注者の負担とする。ただし、特記ある事項は別途とする。

#### ○ 28 概成工期

・ 総合試運転調整を行う期間を設けること。  
調整期間は、( ・ 契約工期末の \_\_\_\_\_ 日間 ・ ( ) )  
・ 設備への電源供給開始時期は下記のとおりとする。なお、本受電後の電力基本料金は、 \_\_\_\_\_ 月分とする。  
① 供給開始時期 ( ・ 契約工期末の \_\_\_\_\_ 日前 ・ ( ) )  
② 供給対象設備 ( ・ 熱源機器類 ・ 空調調和設備機器類 ・ ポンプ類 ・ 自動制御設備類 )  
( ・ ( ) ・ ( ) ・ ( ) ・ ( ) ・ ( ) )

#### ○ 29 BELS申請書作成及び申請手続き

(1) 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の申請書作成及び申請手続き ・ 行う ・ 行わない  
(2) 分権発注の場合は、 ※ 建築 ( ・ 建設 ( ・ 守る ) ) 工事受注者が、申請書作成及び手続き業務を行う。  
(3) 分権発注の場合は、申請書作成後へ申請に必要な書類を提出すること。  
(4) 建築物にBELS表示を行う。  
※ BELS表示は、申請書作成及び手続きを行う受注者が行う。  
表示は、 ( 材質: ) ( サイズ: ) とする。

#### ○ 30 週休2日促進工事

※ 本工事の発注方式は ( ○ 受注者希望型 ・ 発注者指定期型 )  
当初積算時に4週8休以上を確保する場合の補正を行っている。

#### ○ 31 入札時積算数量書活用方式

※ 本工事は「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である。  
本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する場合において、工事請負契約の締結後に生じた当該積算数量の疑義について、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

#### ○ 32 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

※ 本工事は「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用計上対象工事」とする。

#### ○ 33 情報共有システム

本工事は、「情報共有システム」利用の対象工事である。なお、対象工事で無い場合でも協議の上、利用は可能とする。

#### ○ 34 建設キャリアアップシステム(CCUS)

(1) 本工事は、「福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」の対象工事である。  
(2) 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。  
(3) 本工事の発注方式は( ・ 受注者希望型 ・ 発注者指定期型 )である。

#### ○ 35 その他

本工事の施工にあたって資機材及び労働者の調達に時間を要することが判明し、受注者から協議があった場合は、工事の一時中止及び工期の変更について検討し、決定するものとする。

### 2 仮設工事

#### ○ 1 仮囲い

・ 波形鉄板 ※ 万能板 ※ 単管+シート張り  
・ キャスターゲート ・ シートゲート ( )

#### ○ 2 危険防止

※ シート張り ・ 金アミ ・ ( )

#### ○ 3 足場

・ 本工事 ( ※ 内部足場 ※ 外部足場 ・ 基礎足場 ・ コンクリート打設足場 )  
なお、本工事で設置した足場、機橋、作業橋台の類は、無償で別契約の関係受注者等に使用させること。  
・ 別途 ( 別契約の関係受注者が設置した足場、機橋、作業橋台の類は、無償で使用できる。 )

#### ○ 4 工事用水

構内既存の施設 ・ 利用できる ( ※ 有償 ・ 無償 ) ※ 利用できない

#### ○ 5 工事用電力

構内既存の施設 ・ 利用できる ( ※ 有償 ・ 無償 ) ※ 利用できない

#### ○ 6 工事用進入路

・ 仮設道路造成 ( )

#### ○ 7 ベンチマーク

設置方法 ※ コンクリート杭 ・ 固定物 ・ ( )

#### ○ 8 交通誘導警備員

※ 置く ( 計 人 ) ・ 置かない ・ 置く期間 ( )  
指定路線 ※ 該当無 ・ 該当有 (県:第1編 1.2.13)

#### ○ 9 仮設備関係

仮設備の設置条件  
使用期間及び借地条件 ※ 図面による ・ その他 ( ) ・ 別途協議  
転回数 ( ) 回  
兼用 ・ 有り (図面による) ※ 無し  
仮設備の構造及び施工方法の指定  
構造及び設計条件 ※ 図面による ・ その他 ( ) ・ 別途協議  
施工方法 ( )  
その他 ( )

### 3 土工事

#### ○ 1 埋戻し及び盛土

種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 (3.2.3)(表3.2.1)

#### ○ 2 建設発生土の処理

※ 構外指示の場所 (3.2.5)  
搬出先名称 ( )  
搬出先の所在地 ( 市・郡 町・村 大字 字 地内 )  
搬出先での処置 ( ・ 敷きならし ※ たい積 )  
運搬距離 ( ) km

なお、受注後、搬出や搬出費用に変更が必要が生じた場合は、協議により変更すること。  
協議時には、変更する搬出先が都市計画法(開発許可)、森林法(林地開発)、砂防法、急傾斜地崩壊防止法および盛土規制法(改正宅地造成等規制法)などの諸法令違反ではないことわかる資料を監督員に提出すること。  
搬出後は、最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を監督員に提出すること。

・ 構内指示の場所 ( ・ 敷きならし ・ たい積 )

※ 受注者は、建設発生土処理にあたり 第1編(建築工事)1.4.2(施工計画書)の記載内容に加えて、以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。


※ 受注者は、建設発生土受入地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。

※ 受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を講じなければならない。



2	1 雷保護設備	(1) 建物等の雷保護設備 ※ 雷保護設備については、現場施工前に本工事、別途工事等を含めた施工図による検証を行い、設計図に基づく雷保護設備で保護できない場合は、監督員と協議すること。 ・ 設ける ・ 設けない	5 施工条件	1 工程関係 ※調整無し ・ 別途工事との工程調整が必要有り 調整項目 ・ 資材等の流用 ・ 仮設及び工事用道路等の調整口 ・ 建設機械等の調整 ・ 施工順序の調整 ・ 図示による ・ その他 ( )
		(2) 適用JIS ・ JIS A 4201 : 2003(新JIS) ・ JIS A 4201 : 1992(旧JIS) ・ JIS Z 9290-1 : 2014 ・ JIS Z 9290-3 : 2014 ・ JIS Z 9290-4 : 2009		2 施工時期 施工時間 施工方法 ※制限無し ・ 制限有り 制限する工程名 ( ) ・ 制限する工程名 ( ) ・ 施工時期 ( ・ 土日祝日のみ ・ 図示による ・ その他 ( ) ) ・ 施工時間 ( ・ 時～ 時まで ) ・ 施工方法 ( )
3	1 資材調達	(3) 外部雷保護(旧JIS以外の場合) ※ 詳細は、図示(図面)による。 ・ 有り ・ 無し	5 施工条件	3 他機関との協議 ・ 有 ( ・ 年 月 日 ・ 別紙のとおり ) ・ 無 ・ 有 ( ・ : ~ : ・ 別紙のとおり ) ・ 無
		(4) 内部雷保護(旧JIS以外の場合) ※ 詳細は、図示(図面)による。 ・ 有り ・ 無し		4 工事用地 ・ 下記以外は図示等による。 (1) 工事車両の駐車場 ( ※ 構内 ( ) ) (2) 資材置き場 ( ※ 構内 ( ) ) (3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置き場 ( ※ 構内 ( ) )
3	1 資材調達	(5) 雷による電磁インパルスに対する機器の保護 ※ 詳細は、図示(図面)による。 ・ 有り ・ 無し	5 施工条件	5 公害対策 ※ 施工方法の制限無し ・ 施工方法の制限有り ・ 騒音 ・ 振動 ・ 水質 ・ 粉じん ・ 排出ガス ・ その他 ( ) ・ 施工方法等 ・ 指定工法名 ( ) ・ 別途協議による ・ 図示による
		(6) SPDを用いた雷サージ低減 ※ 詳細は、図示(図面)による。 ・ 有り ・ 無し		6 安全対策 ・ 事業損失防止に関する調査 ・ 騒音測定 ・ 振動測定 ・ 水質調査 ・ 近隣家屋の事前・事後調査 ・ 地盤沈下測定 ・ その他 ( ) ・ 調査箇所 ・ 図示による ・ 別途協議 ・ 調査時期 ・ 図示による ( )
3	2 労働者確保	※ 雷保護設備がある既存建築物の屋上等に機器類を設置する場合は、雷保護領域内に納まることを確認すること。また、雷保護設備がない建築物でも屋上等に機器類を設置することにより、雷保護設備が必要になる場合があるので、確認すること。確認の結果、雷保護領域内に納まらない場合や新たに雷保護設備が必要になる場合は、監督員と協議すること。	6 新設 コロナ ウイルス 感染症 の感染 拡大防 止対策 に係る 費用	7 その他 ※ 敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※ 当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。
		次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。		1 内容 1 本工事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、下記対策に要した費用について、実績変更の対象とする。 (1) 共通費 1) 労働者宿舎における密集を避けるための近隣宿泊施設の宿泊費・交通費 2) 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料 3) その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用 (2) 現場管理費 1) 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用 2) 現場に配備する消毒剤、赤外線体温計等の購入・リース費用 3) 遠隔現場やテレビ会議等のための機器リース費・通信費 4) その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用
4	1 準備期間確保工事	資材名 規格 調達地域等	7 特別 措置に 基づく 市場単 価の補 正	2 施工計画書 2 受注者は、上記1の対策を実施する場合は、施工計画書に記載すること。 また、上記1の対策に要した費用について、実績変更を希望する場合は、その旨を実績額の提出に先立ち、工事打合せ簿により監督員と協議すること。
		(1) 本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」といふ。))について、契約締結後、労働者確保に要する費用に要し、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づき金額相当の適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法」の試行工事である。 官給費(共通仮設費における仮設建物費)、労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費・募集及び解散に要する費用・資金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・施工事務に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用		3 協議 3 受注者は、上記1の対策に要した費用について「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策費用実績報告書(様式1)」及び実際に支払った全ての証明書類(領収書(原本)、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 なお、様式1の記載にあたっては以下の事項に留意すること。 (1) 現場事務所の拡張費用・借地料については、平時における現場事務所設置費用との差額を記載するものとし、平時における現場事務所設置に要する費用の見積書を添付すること。 (2) 労働者宿舎の拡張費用・借地料について「東日本大震災の復興・復興事業等における労働者宿舎設置に関する試行要領」に基づき労働者宿舎を設置している場合は、拡張に係る費用のみを計上するものとする。労働者宿舎の設置を予定している場合は、感染拡大防止対策を考慮した宿舎設置費用について試行要領に基づき間接費の変更を行うものとし、感染拡大防止対策に係る費用としての計上は行わない。
4	2 フレックス工事	(2) 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(官給費)・設計書に積上げ計上された金額 2) 現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労務管理費)の割合: %	7 特別 措置に 基づく 市場単 価の補 正	4 虚偽の申告 4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合には、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
		(3) 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。		7 内容 ※ 本工事は、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえ、資金の押し下げをできる限り取り除くために市場単価及び補正市場単価の補正をする。 ※ 令和4年度の公共工事設計労務単価における特別措置を踏まえた建築関係工事に適用する市場単価の運用について
4	3 着工届の提出	(4) 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。	7 特別 措置に 基づく 市場単 価の補 正	2 基準
		(5) 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。		3 着工届の提出 着工届は、着工後速やかに提出すること。
4	4 コリンズの登録	(6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合には、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。	7 特別 措置に 基づく 市場単 価の補 正	4 コリンズの登録 受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。
		(7) 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。		5 福島県元請・下請関係保正化指導要綱関係 施工体制台帳については、福島県元請・下請関係保正化指導要綱第10に基づき、提出すること。
4	6 その他	※ 準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事)	7 特別 措置に 基づく 市場単 価の補 正	6 その他
		※ 工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)		6 その他

<p>工事区分 別表-1の記入上の注意:「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には・を○に変え、※を・に変えること。 また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。」</p> <p>別表-1 設備工事との工事区分表</p>								
5 施工条件	機器の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎	屋内	※	電気設備工事	機械設備工事	その他
		機械関係	自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)	屋外	※	・	・	・
5 施工条件	開口部	電気配管配線	テレビアンテナ基礎(アンカーボルトを除く)	屋上	※	・	・	・
			避雷針の基礎(アンカーボルトを除く)	・	・	・	・	・
5 施工条件	開口部	電気配管配線	屋内設備(梁台、アンカーボルトを除く)	・	・	・	・	・
			屋上設備(梁台、アンカーボルトを除く)	※	・	・	・	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	屋外設備(梁台、アンカーボルトを除く)	※	・	・	・	・
			梁台、アンカーボルト	※	※	※	※	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	特記した基礎	・	・	・	・	・
			梁、床、壁	補強を要するもの	・	※	※	※
5 施工条件	開口部	電気配管配線	貫通スリーブ	補強を要しないもの	・	※	※	※
			梁、床、壁	補強を要するもの	※	・	・	・
5 施工条件	開口部	電気配管配線	貫通部型枠	補強を要するもの	※	・	・	・
			軽風軟骨下地、壁、天井ボード類の切込	補強を要するもの(アクリルボックスは除く)	※	・	・	・
5 施工条件	開口部	電気配管配線	埋込形分電盤	補強を要するもの	・	※	・	・
			端子盤等の仮枠	補強を要しないもの	※	・	・	・
5 施工条件	開口部	電気配管配線	上記開口部の補強	・	・	・	・	・
			上記開口部の墨出し	※	※	※	※	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む)	・	・	・	・	・
			フリーアクセスフロア用配線器具	※	・	・	・	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	点検口	・	・	・	・	・
			床、壁、天井	・	・	・	・	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	外部取付ガラリ	※	・	・	・	・
			湯沸釜のフード	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	※	・	・	・
5 施工条件	開口部	電気配管配線	換気扇の取付枠	・	・	・	・	・
			流し台	排水トラップ共	※	・	・	・
5 施工条件	開口部	電気配管配線	防油堤	オイルサービスタンクの防油堤	※	・	・	・
			床下水槽のマンホールふた	タタキ基礎	※	・	・	・
5 施工条件	開口部	電気配管配線	屋外排水管	雨水	※	・	・	・
			汚水、雑排水	・	・	・	・	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	雨水立管(たてどい)	・	・	・	・	・
			トイレ手すり	・	・	・	・	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	化粧鏡(衛生器具まわり)	・	・	・	・	・
			はめ込洗面器用カウンター(前板共)	※	・	・	・	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	ガスボンベ転倒防止用の鎖	・	・	・	・	・
			自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ	※	・	・	・	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	電気配線	・	・	・	・	・
			防火用ケーブル	・	・	・	・	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	配線ビッド及びふた	・	・	・	・	・
			機器などへの接続(1次側)	※	・	・	・	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	機器付風の制御盤以降の2次側の配線配管(接地共)	・	・	・	・	・
			機器付風の制御盤への電源供給配管配線	※	・	・	・	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	自動制御盤と動力線との電源供給の渡り配管配線	※	・	・	・	・
			自動制御盤と動力線との操作回路の渡り配管配線	※	・	・	・	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器	・	・	・	・	・
			天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管(接地共)	※	・	・	・	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	個別パッケージの室内機、室外機の渡り配管(接地共)	・	・	・	・	・
			煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線	・	・	・	・	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	小便器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線	・	・	・	・	・
			・	・	・	・	・	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	ガス漏れ検知器	・	・	・	・	・
			電気錠	電気錠及び通電金具	※	・	・	・
5 施工条件	開口部	電気配管配線	エレベーター出入口三方枠(金属製)	※	・	・	・	・
			エレベーター出入口三方枠(石製)	※	・	・	・	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	シャワーユニット	※	・	・	・	・
			バスユニット	※	・	・	・	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	洗濯機パン	・	・	・	・	・
			ボード・Tバー	※	・	・	・	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	システム天井	照明ライン設備プレート	※	・	・	・
			空調ライン設備プレート	※	・	・	・	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	消火器ボックス	・	・	・	・	・
			自動制御設備関連のインバーター装置及び盤	・	・	・	・	
5 施工条件	開口部	電気配管配線	自動制御設備関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)	・	・	・	・	・
			・	・	・	・	・	

 <b>福島県建築関係工事特記仕様書</b>	<b>福島県〇〇建設事務所建築住宅課</b> 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1			建築士事務所名	工事名称	図面番号
	設計年: 令和〇〇年〇月	設計者氏名	印	図面名称	電気設備工事特記仕様書(2)	

8	現場環境改善(快適トイレの設置)	1 内容	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】</p> <p>(1) 洋式便座 (2) 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む) (3) 臭い逆流防止機能(フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること) (4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの) (5) 照明設備(電源がなくても良いもの) (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)</p> <p>【快適トイレとして活用するために備える付属品(全項目必須)】</p> <p>(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えなような配置等) (9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置) (10) 鏡付きの洗面台 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】</p> <p>(12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m<sup>2</sup>以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 振音装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 窓などの室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等)</p> <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したものを添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p>						
		2 設置に要する費用	<p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。 ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>						
9	再生資源利用(促進)計画	1 再生資源利用計画書	<p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>						
		2 再生資源利用促進計画書	<p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>						

 <b>福島県建築関係工事特記仕様書</b>	<b>福島県〇〇建設事務所建築住宅課</b> 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1		建築士事務所名	工事名称	電気設備工事特記仕様書(3)	図面番号
	設計年: 令和〇〇年〇〇月	設計者氏名	印	図面名称		